

静岡県訓令甲第6号

本 庁
出 先 機 関
労働委員会事務局

職員のサービスの宣誓に関する規程（昭和26年静岡県訓令甲第14号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後																
<p>(上級公務員の指定)</p> <p>第1条 職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年静岡県条例第19号。以下「条例」という。）第2条の規定による上級の公務員とは、次の表の区分による。</p> <table border="1" data-bbox="220 891 756 1576"> <thead> <tr> <th data-bbox="220 891 555 943">新たに職員となった者</th> <th data-bbox="555 891 756 943">上級の公務員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="220 943 756 994">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="220 994 555 1525"> 本庁及び労働委員会事務局の職員（役付の職の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。） 出先機関の職員（出先機関の長及び会計年度任用職員を除く。） </td> <td data-bbox="555 994 756 1525"> <u>経営管理部行政経営局人事課長</u> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="220 1525 756 1576">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(宣誓書の保管)</p> <p>第4条 前条の規定により提出された宣誓書は、上級の公務員（出先機関の長並びに本庁及び労働委員会事務局の役付の職の者に係るものにあつては、<u>経営管理部行政経営局人事課長</u>）が整理、保管する。</p>	新たに職員となった者	上級の公務員	(略)		本庁及び労働委員会事務局の職員（役付の職の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。） 出先機関の職員（出先機関の長及び会計年度任用職員を除く。）	<u>経営管理部行政経営局人事課長</u>	(略)		<p>(上級公務員の指定)</p> <p>第1条 職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年静岡県条例第19号。以下「条例」という。）第2条の規定による上級の公務員とは、次の表の区分による。</p> <table border="1" data-bbox="837 891 1374 1576"> <thead> <tr> <th data-bbox="837 891 1173 943">新たに職員となった者</th> <th data-bbox="1173 891 1374 943">上級の公務員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="837 943 1374 994">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="837 994 1173 1525"> 本庁及び労働委員会事務局の職員（役付の職の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。） 出先機関の職員（出先機関の長及び会計年度任用職員を除く。） </td> <td data-bbox="1173 994 1374 1525"> <u>経営管理部人事課長</u> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="837 1525 1374 1576">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(宣誓書の保管)</p> <p>第4条 前条の規定により提出された宣誓書は、上級の公務員（出先機関の長並びに本庁及び労働委員会事務局の役付の職の者に係るものにあつては、<u>経営管理部人事課長</u>）が整理、保管する。</p>	新たに職員となった者	上級の公務員	(略)		本庁及び労働委員会事務局の職員（役付の職の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。） 出先機関の職員（出先機関の長及び会計年度任用職員を除く。）	<u>経営管理部人事課長</u>	(略)	
新たに職員となった者	上級の公務員																
(略)																	
本庁及び労働委員会事務局の職員（役付の職の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。） 出先機関の職員（出先機関の長及び会計年度任用職員を除く。）	<u>経営管理部行政経営局人事課長</u>																
(略)																	
新たに職員となった者	上級の公務員																
(略)																	
本庁及び労働委員会事務局の職員（役付の職の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。） 出先機関の職員（出先機関の長及び会計年度任用職員を除く。）	<u>経営管理部人事課長</u>																
(略)																	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、令和6年4月1日から施行する。